一般社団法人日本原子力学会　　0601-01-02

日韓原子力学生・若手研究者交流事業運営に関する細則

平成 28 年 10 月 21 日　第 1 回国際活動委員会承認

（目的）

第 1 条　本細則は，日韓原子力学会学術協力協定（平成 21 年 9 月更新）および日韓原子力学生・若手研究者交流協定（Subsidiary Agreement on KNS-AESJ Joint Summer Seminar/ Workshop Program for Students and Young Researchers：平成 22 年 6 月改定）（註 1）に基づき，日韓原子力学生・若手研究者交流サマースクールを企画・開催する際に必要な事項を記したものである。

（サマースクールの目的）

第 2 条　サマースクールでの共同学習や共同生活をとおして，原子力を学ぶ日韓の学生・若手研究者が相互の原子力文化や学術，国民性や文化伝統を学び相互理解を深めるとともに，国際社会の一員としての意識を育む一助とする。

（対象）

第 3 条　原子力を学ぶ学生（学部学生および大学院生）および若手研究者（35 歳程度未満）とする。

（サマースクールの開催・期間）

第 4 条　サマースクールは毎年開催するが，原則として，開催地は日韓相互とし，開催時期は 7～9 月の夏期の 3～5 日間程度とする。ただし，異なる部会グループが同じ年度内に個別のサマースクール開催を希望する場合（Part I, Part II）には，開催場所および開催時期は必ずしも原則にしたがわない場合もある。

（運営小委員会委員構成）

第 5 条　日韓原子力学生・若手研究者交流事業を円滑に推進するため，規約 0601-01 に基づき運営小委員会を置く。運営小委員会の組織は規約 0601-01 第 3 条および以下のとおりとする。

委員 9 名（副委員長を含む）：次の部会グループ，支部グループ，連絡会グループより各 1 名

部会グループ	第 1 グループ	加速器・ビーム科学，核データ，放射線工学，炉物理
	第 2 グループ	核融合工学，材料，核燃料，水化学
	第 3 グループ	バックエンド，再処理・リサイクル
	第 4 グループ	HMS 研究，社会・環境，保健物理・環境科学
	第 5 グループ	熱流動，原子力発電，計算技術科学，原子力安全，新型炉
支部グループ	第 6 グループ	北海道，東北
	第 7 グループ	北関東，関東・甲越

第 8 グループ　中部，関西
第 9 グループ　中国・四国，九州
連絡会グループ　第 10 グループ 学生，若手（YGN），シニアネットワーク（SNW），海外情報，核不拡散・保障措置・核セキュリティ

（企画立案および実施）

第 6 条　日韓原子力学会が部会グループ（前項の第 1～5 グループ，支部グループ（前項の第 6～9 グループ）および連絡会グループ（前項第 10 グループ）の協力の下に主催する。サマースクールの名称は

第○○回　日韓原子力学会学生・若手研究者サマースクール

The ○○th AESJ-KNS Joint Summer School for Students and Young Researchers

とする。ただし，2005 年度開催を第 1 回とする。

2　部会グループ独自のサマースクール企画と共同して開催する場合にはそれぞれのサマースクール名を併記する。例として

第○○回　日韓原子力学会学生・若手研究者サマースクール
第△△回　○○部会，○○部会サマースクール

3　サマースクール計画の具体的な立案・実施は運営連絡会で決定した「部会グループ」が開催地の支部グループの協力の下におこなう。運営連絡会は事業予算の中から財政支援をおこなう。ただし，ここで言う「部会グループ」（以下,「部会グループ」という）とは委員選出に関する部会グループ（第 1～5 グループ）を横断してまたがるものものであってもよい。

4　サマースクール担当部会グループは原則として毎年異なるグループであることが好ましい。あらかじめ一定のローテンションを組むことは現状では困難であるが，交流事業が軌道に乗れば，ローテーションを考える。

5　サマースクールを開催する部会グループはその実施にあたり実行委員会を組織する。実行委員会は，運営小委員会に適宜進捗状況を連絡し，サマースクール終了後には，実施報告をおこなうものとする。

6　サマースクール企画には，senior scientists による講演，学生・若手研究者によるセミナー（ポスター発表，口頭発表），原子力関連施設等への見学旅行，culture experience などを含める。

（予算・財政支援）

第 7 条　国際協力推進費によるものとする。年度予算は毎年，国際活動委員会に事業計画書を提出し承認を得るものとする。年度末には事業報告書を提出する。

2　日韓原子力学生・若手研究者交流協定にしたがい，日本でサマースクールを開催する場合は受入韓国人学生・若手研究者の国内滞在費（宿泊費，食費，国内移動旅費）を日本原子力学会が負担する。韓国開催の場合には，同様に，日本人学生・若手研究者に対する韓国滞在費を韓国原子力学会が負担する。その受入数はサマースクール開催計画および日韓原子力学会の事業予算枠で可能な範囲とする。

3　運営小委員会予算の中から韓国学生・若手研究者受入経費，委員会開催にともなう会議費を

除いた経費の中から，担当部会グループのサマースクール開催に必要な経費を支弁する。日本側開催の場合の予算配分は，開催するグループの部会数，参加韓国人学生・若手研究者の人数や宿泊数，等を考慮しておこなう。ただし，国際協力推進費に関する制約から，外国人講師の招聘費用に使用することはできない。また，サマースクール開催時の懇親会等への支払いも認められないので注意を要する。事前に，担当部会グループと予算案の内訳について十分協議することが望ましい。なお，日本人学生・若手研究者への補助，講師謝金等への充当は弾力的に運用するが，事前に学会経理担当者の了解を取ることも必要である。

4　運営小委員会事業予算のうち 10 万円は開催準備金として担当の部会グループ・支部グループにわたす。使途は弾力的に考えるものとするが，会議費を除き，飲食費への支払いは原則として認めない。

（改定）

第８条　本細則の改定は，国際活動委員会が決定し，理事会に報告するものとする。

（参考資料）

1　Agreement for Co-operation between Atomic Energy Society of Japan and Korean Nuclear Society

2　Subsidiary Agreement on AESJ-KNS Joint Summer Seminar/Workshop Program for Students and Young Researchers

3　日韓原子力学生・若手研究者交流サマースクールについて（平成 17 年 4 月 23 日）

4　（第 1 回）平成 12 年度韓国派遣学生レポート（日本原子力学会誌，Vol.43, No.3 （2001））

（註１）日韓協定 “Subsidiary Agreement on AESJ-KNS Joint Summer Seminar/Workshop Program for Students and Young Researchers” （2005.6.17 締結）は “Subsidiary Agreement on Student Exchange Program Between the AESJ and the KNS”（2000.1.31 締結）を改定したものである。　←2010 年に改定されている？

附則

1　平成 23 年 2 月 4 日　第 3 回国際活動委員会制定，平成 23 年 4 月 1 日施行
旧内規 31 の添付「覚書」を内規として分離独立

2　改定履歴

① 内規を細則に変更　平成 28 年 10 月 21 日　第 1 回国際活動委員会承認，平成 28 年 11 月 30 日　第 5 回理事会報告

附則

1　平成 28 年 10 月 21 日改定の細則は，国際活動委員会承認の日から施行する。